

聖籠町告示第二十一号

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町国民健康保険成人病予防対策事業実施要綱（平成二十一年告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「財団法人下越総合健康開発センター（を「一般財団法人下越総合健康開発センター」に改め、同条第五号中「財団法人新潟県健康医学予防協会」を「一般財団法人健康医学予防協会」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。